

給水装置はお客様の財産です。(千葉県水道事業給水条例第3条・第7条より)

給水装置とは

道路に埋設されている企業局の管（配水管）から分かれて、ご家庭まで引き込まれた給水管、分水栓、止水栓、給水栓（蛇口）、メーター、メーターボックスなどの器具を総称して、「給水装置」と呼びます。

ただし、メーターは企業局の貸与によるものです。

給水装置はお客様の財産です。したがって、この部分の新設、改造、修理の費用は、お客様の負担になります。いつも気をつけて管理しましょう。

ただし、宅地内のメーターまでの漏水については、企業局の修繕範囲ですので（次ページ〔注1〕参照）、「県水お客様センター」（2ページ参照）へお知らせください。

水道工事は指定給水装置工事事業者へ

給水装置の新設、増設、改造及び修繕工事を行うことができる者は、企業局の指定を受けた指定給水装置工事事業者です。



メーターの管理は適切に

使用水量を計算するメーターは、企業局が設置し、計量法に基づき8年以内に交換します。管理の義務を怠って傷をつけたり、壊したり、なくしたりしますと、賠償していただくこととなりますので、適切な管理をお願いします。また、建物を取り壊す際には、必ずご返却ください。

給水方式について

【直結方式】

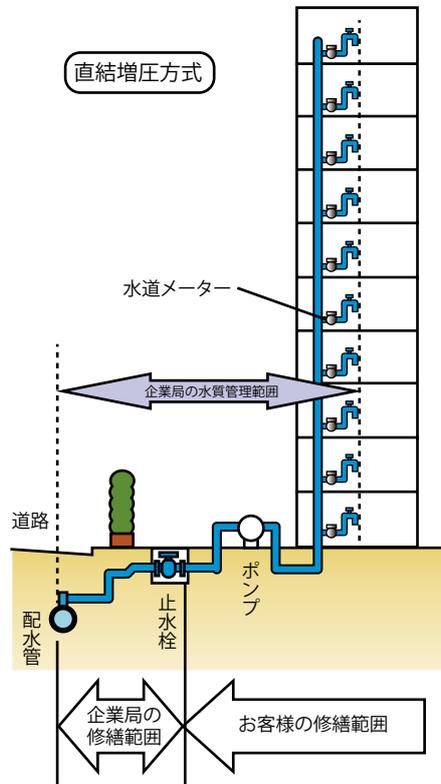
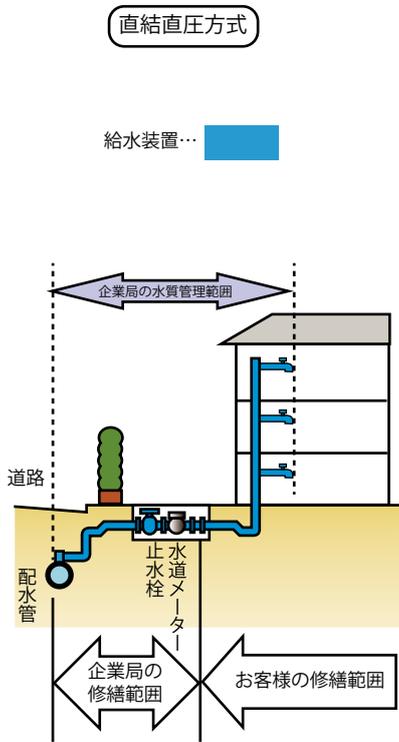
配水管の水圧を利用して、蛇口まで直接給水する方式。

（次ページ参照）

- ・直結直圧式… 配水管の水圧をそのまま利用して直接給水する方式。（配水管水圧等の条件を満たすものは、3階まで可能）
- ・直結増圧式… 給水管の途中に増圧ポンプを設置して給水する方式。

【貯水槽方式】

配水管の水をいったん貯水槽に貯留し、ポンプにより給水する方式。（32、33ページ参照）



〔注1〕

企業局で行う宅地内漏水修繕の範囲

原則としてメーターまで。ただし、メーターが道路と宅地の境界線から2mを超えた宅地内に設置されている場合及びアパートなどの連合給水装置の場合は、第1止水栓まで。

注) 第1止水栓…道路と宅地の境界線から最も近くの宅地内に設置された止水栓